

予定価格の事後公表の試行に関する取扱要領

(令和2年4月15日)

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成23年8月9日閣議決定)に基づき、入札及び契約に関する透明性の確保や公正な競争の促進を図る観点から、富良野市建設工事等の入札予定価格の公表に関する要綱とは別に、試行として、次のとおり平成25年4月1日以降に公告を行う工事から予定価格を入札執行後に公表するものとする。

1. 対象工事

競争入札に付する工事のうち、次に掲げるものを対象とする。

(1) 建設工事

予定価格(税込み)が原則2千万円以上の工事及び工事に関する委託業務

(2) (1)のほか、富良野市が試行する総合評価落札方式一般競争入札に付する工事

2. 公表の方法及び時期

(1) 予定価格を事後公表とする場合、入札公告及び指名通知において明らかにする。

(2) 予定価格の公表は、入札執行後に建設工事入札結果一覧表に記載し、閲覧に供する方法で行うものとする。

3. 入札手続き等の留意事項

競争入札を執行する場合は、次の事務処理を行うものとする。

(1) 入札の結果、すべての入札金額が予定価格を上回った場合は、直ちに再度の入札を行うものとする。

(2) 入札回数は、2回までとする。

(3) 再度入札に付し落札者がいないときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号による随意契約を行うか又は当該入札を中止するものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

令和2年4月15日一部改正。